

■診療情報管理委員会

2004年度下半期の活動としては日本医療機能評価機構の認定更新に際してのシステム整備です。診療情報の開示をはじめ、より洗練されたシステムが構築されつつあります。反面、医療行為の指示から実施確認にいたるまでの記録とその一覧性確保・共有など、いわゆる「紙のカルテ」の限界を感じつつもあります。

2005年4月1日に個人情報保護法が完全施行されました。医療機関におけるこの法律の大きな柱は、個人情報の保護・適正利用と開示です。従来から医療従事者はそれぞれの法律で「守秘義務」が規定されていますし、病院という事業所の性格からも秘密厳守は当然のモラルとされてきました。また前記のごとく「開示」についての基本的なシステムも構築されていますので、法律施行に際して考え方を大きく転換させる必要はありません。

しかしながら我々が日常扱う個人情報は非常にデリケートな内容のものであることを再認識することと、またこの法律が事業所に対してのものであるからにはやはり病院内での取り決めを確実なものにしていく必要があります。

また整備途上ではありますが、各種個人情報をなるべく集約管理・保守をするためのシステムを構築中です。

法を遵守することで個人情報の保護はなされますが、逆に日常診療に滞りが生ずる可能性も否定はできません。杓子定規に法規定を適用するだけでは信頼関係を強固にするとは限らない場合があるということです。家族・友人同士の信頼関係が法により規定されているものではないのと同様、まずは対面・対話を重視すべきであることは言うまでもなく、それらをサポートできるようなシステム作りを目指しています。

(文責：青山 真也)